愛媛県大規模小売店舗立地審議会　議事録

１　日　　時 ： 令和８年 10 月 26 日（月）　13：30～14：15
２　場　　所 ： 第二別館 10 階　1006 会議室

３　出席委員 ： 有光委員・倉内委員・郡司島委員・竹下委員・東渕委員・西丸委員・八束委員・山口委員（８名）
※八束委員は、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営要綱第６条第２項によるみなし出席

○開　　会

［事務局］
ただいまから、愛媛県大規模小売店舗立地審議会を開会いたします。
当審議会は、８名の委員で構成されておりまして、定足数は過半数の５名でございます。
本日出席の委員は７名、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営要綱第６条第２項の規定に基づき、書面による意見により出席とみなされる委員１名、合計８名の出席と認められるので、愛媛県大規模小売店舗立地審議会規程第４条第２項に基づき、本審議会は有効に成立しております。
なお、参考人招致については、今回の審議案件でございます「くすりのレデイ新居浜松木店」の設置者に要請いたしまして、本日、ご出席いただいております。
それでは、議事に入りたいと思いますが、まず始めに、東渕会長よりご挨拶いただき、その後、議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

－東渕会長あいさつ－

［東渕会長］
それでは、議事（審議案件）に移りたいと思います。
本日の会議の議事録署名人は、竹下委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。
なお、本審議会の結果につきましては、会議終了後、会議の内容等を記載した書面を作成し、県庁において一般の閲覧に供します。
まず、お手元の資料にありますように、「くすりのレデイ新居浜松木店」の新設届出について審議します。
参考人の入室をお願いします。

－参考人入室－

［東渕会長］
では、事務局に説明を求めます。

［事務局］
－資料１～６ページの主な内容について説明－
○　駐車場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係について、指針の基準値を満たしている。
○　駐輪場の収容台数は指針の参考値から算出される台数に満たないものの、営業中

の本店舗（990 ㎡）での利用実績から算出される必要台数を満たしている。
○　オープン時や繁忙時には、駐車場出入口等に交通整理員を配置する。
○　騒音については４地点で予測・評価を実施。
　等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。
　夜間の騒音発生源ごとの最大値については、A′地点、B〴地点及びD〴地点において来客車両走行音により規制基準値を超過した。そのため、基準値を超過した来客車両走行音について実測値を用いて再予測を行ったところ、いずれの地点も基準値以下となった。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、一般住民等及び新居浜市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。
なお、本日ご欠席の八束委員から、当該届出について、事前にご意見をいただいているので報告させていただく。

《八束委員の意見》
・荷さばき搬入口側がすぐ側道になっており、通学路にも指定されているため、通学等の時間帯は搬入業者の方により気を付けてもらうよう指導をお願いしたい。

［東渕会長］
それでは、八束委員からいただいたご意見について、参考人に回答を求めます。

［参考人］
注意して作業していただくよう業者の方には伝えます。

［東渕会長］
その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

［有光委員］
現行の店舗から増床される部分を教えてください。

［参考人］
図面③の配置図を見ていただくと、建物東側の白抜き部分がバックヤードになっていますが、こちらが現状では図面より西側へ広がっている状態となっています。バックヤードを縮小して売り場を広げるということになります。

［有光委員］
空調設備や冷凍庫の室外機からの騒音を評価する場合に、現行の設備をもとに予測されていますが、新しく広がった部分に空調や冷凍庫のような設備は設置しないのでしょうか。

［参考人］
現在の倉庫となっている部分も、上が空いている状態になっていますので、全館空調がかかっている状態になります。売り場が広がっても、使用する機械の仕様などは現在と変わりません。

［有光委員］
店舗東側に、室外機と排気口を壁に沿って移設したということでしょうか。

［参考人］
店舗東側の室外機と排気口の位置は増床後も変わりません。

［有光委員］
通学路の看板について、図面⑦を見ますと建物の東側と北側にあり、北側の道路に向かって侵入路に添った形で通学路の看板が立っていますが、通学路は敷地内を通るのでしょうか。

［参考人］
学生は敷地内を通らず、北側の市道松木寿線の歩道を使うことになっていますので、学生への注意喚起をする意味で、北側の出入口付近に設置しています。東側については、建物の壁面に取り付け、自動車から見える位置に配置しています。

［山口委員］
２つ質問させていただきます。１つ目はこの時期に増床する理由や経緯について、ドラッグストア業界は競争環境も厳しくなっており、少しでも増床して品揃え等を充実させなければいけないなど、様々な事情があるかと思いますが、差し支えない範囲でお聞かせいただければと思います。２つ目はのぼり旗について、貴店がということではありませんが、中には横断歩道の近くに立てて、歩行者の視認性などに影響を与えるような形となっているお店もあり、少し気になっています。のぼり旗を立てている場合と立てていない場合で、お客さんの入りはかなり変わるものでしょうか。御社としてはのぼり旗をどの程度重要だと認識されているのでしょうか。

［参考人］
１つ目の質問ですが、おっしゃるとおりで、昨今のドラッグストアの出店状況を考えますと、本店舗は今のところ順調な店舗となっています。当初は今回の増床部分も売り場として開店することを考えていましたが、社内で検討した結果、まずは、レデイ薬局の平均的な店舗の大きさである売り場 300 坪程度で開店することになりました。実際に営業すると、品揃えをもう少し増やしたいということになり、今回、増床することとしました。
２つ目の質問ですが、のぼり旗については、当社の方針としては、できるだけ視認性の邪魔にならない場所、特に横断歩道に近い場所には設置しないようにしています。実際に運用していく中で、もう少しこのあたりに増やすなど、戦略上出てくることもありますが、いま一度、社内にて皆様の邪魔にならないような、安全な据え方も改めて検討させていただけたらと思っております。

［山口委員］
のぼり旗を立てているときの方が明らかにお客さんの入りがよい、という手応えは必ずしも感じているわけではないのでしょうか。のぼり旗をなくした場合、気づいてもらいにくくなって、人があまり来なくなるのでしょうか。

［参考人］
店舗の立地や場所によって、気づかれないことでお客様が減っていくというところもゼロではございません。一般的には、特にセール期間中や、調剤薬局を併設している場合に、

周りの皆様に告知させていただく意味で、のぼり旗には効果があると思います。また、のぼり旗が全てなくなると、営業していないのではないかと思われる場合もゼロではございません。いたるところに設置して邪魔になる状態は、当然あるべき姿ではございませんので、そのあたりは気をつけてまいりますが、数を減らしてしまうと、周りの皆様の認識にも影響があるかと思いますので、のぼり旗の種類など、いろいろ検討しながら運用しているところです。

［有光委員］
図面⑥の左上の写真（建物西側より撮影（表側））を見ると、店舗右側の側面に駐輪場がありますが、駐輪場に屋根がないように思います。私は普段ミニバイクを使っていますが、雨のときに雨具を着たり脱いだりするのに、屋根がないとすごく利用しづらいです。よく利用する店舗は、大体屋根があり、雨具の脱ぎ着が非常に楽にできて助かっています。おそらく二輪車の方は、この店舗正面の庇の下で雨具の脱ぎ着をすると思いますが、ここに何か物があると非常にやりにくいので、もし駐輪場に屋根をつけないのであれば、この場所に物を置かないようにしていただけたら、利用者は助かると思います。

［参考人］
貴重なご意見ありがとうございます。
屋根がついている店舗と、ついてない店舗があります。おっしゃるとおり、邪魔にならないよう、店舗に徹底してまいります。

［西丸委員］
通学路注意の案内について、正面入口はコーンで、出入口３付近は看板となっていますが、コーンのほうが分かりやすく、看板は見落としやすいのではないかと思います。また、出入口１の前面は通学路ではないということでしょうか。

［参考人］
地面に置くタイプのものは、壁に設置しているものとデザインなどは違いますが内容は同じです。壁面に設置しているものは、自動車の運転手からも見える高い位置に設置しています。店舗北側の地面に置いてあるものは、道路側から見やすく、かつ、方向も変えられるということで、このようなタイプを選択したという経緯がございます。また、出入口１前面は通学路ではないと聞いています。

［西丸委員］
出入口３付近の看板が少し分かりにくいと思い、質問しました。これまでに事故は発生していないのでしょうか。

［参考人］
学校と協議したうえで、看板の設置場所などはある程度学校のご要望を踏まえて配置しています。開店以降、事故は発生していないと伺っています。

［郡司島委員］
私もコーンと看板でなぜ違うのか、少し気になっていました。
西丸委員のおっしゃるとおり、コーンのほうが目立つと思いましたが、やり方を分けられたのは出入口の１と２がメインで使われ、出入口３はあまり使われないのかとも思いましたが、出入口３はどのような用途、対象を想定して設置しているのでしょうか。

［参考人］
出入口３を設置した意図は、第２駐車場が東側にありますので、こちらへのアクセスを主に考えたものです。ただ、この間の道路と北側の道路もどちらも利用されていますので、北側には地面に置くタイプのもの、東側には北面と東面の建物壁面に２箇所設置し、いろいろな方向から見やすい配置としています。

［山口委員］
荷さばき施設にトラックがどのようにアクセスし、どのように横付けすると想定されていますか。

［参考人］
市道松木寿線を右折し、市道松木東城線を南進して、荷さばき施設に右折で入ります。場内で切り返し、バックで倉庫部分に進入して荷降ろしを行う車回しとしています。市道に飛び出して切り返す必要はなく、４トンサイズのトラックまでになりますので、基本的には収まって処理できるかと考えています。

［山口委員］
これまでにヒヤリハットがあったという報告は、今のところないのでしょうか。

［参考人］
通学路の位置としては、県道 11 号新居浜角野線から東側が泉川小学校の校区となっており、本店舗は校区の一番西端に位置しています。学校周辺のように、学生がいろいろなところから集まってくるというような使われ方ではないと考えています。

［東渕会長］
その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。
その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

－参考人退出－

［東渕会長］
それでは、当審議会としての意見をとりまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。
それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。
なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

－全員了解－

［東渕会長］
続きまして、次回以降の審議案件及びフォローアップ手続きについて、事務局に説明を求めます。

［事務局］
－資料７～８ページの主な内容について説明－
〇次回以降の案件の説明

・審議会案件は、「新居浜ファッションモール（新居浜市）」、「（仮称）ダイレックス今治延喜店（今治市）」、「（仮称）ダイレックス三津浜店（松山市）」、「（仮称）ダイレックス東予店（西条市）」、「クスリのアオキ別名店（今治市）」、「ドラッグコスモス大洲新谷店（大洲市）」の新設が６件予定されている。
・県の意見提示期限については、「新居浜ファッションモール（新居浜市）」が令和９年１月 13 日まで、「（仮称）ダイレックス今治延喜店（今治市）」及び「（仮称）ダイレックス三津浜店（松山市）」が令和９年１月 15 日まで、「（仮称）ダイレックス東予店（西条市）」が令和９年１月 28 日まで、「クスリのアオキ別名店（今治市）」及び「ドラッグコスモス大洲新谷店（大洲市）」が令和９年５月 11 日までとなっている。

〇フォローアップ調査について
・「ドラッグコスモス波止浜店（今治市）」について、設置市町が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果について報告があり、周辺生活環境への問題は発生しておらず、周辺住民からの苦情も発生していないため、問題なし。
・「mac 桜井店（今治市）」については、店舗設置者の自己評価の結果、駐車場利用可能時間帯以外は出入口をプラチェーン等で閉鎖できていなかったとの報告があった。店長より防犯意識と閉鎖の重要性について社員教育を徹底し、確実に閉鎖を行うよう指導を行った旨確認し、店舗設置者に対して、届出内容の確認及び順守を行うよう口頭指導を行った。

［東渕会長］
ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

［東渕会長］
以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。皆様どうもありがとうございました。

［事務局］
以上をもちまして愛媛県大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

〇閉　　会（14：15　終了）

議事録署名人　　㊞